

◎開会の宣告

(午前10時01分)

○議長（齋藤邦夫君） おはようございます。

定足数に達しましたので、ただ今から平成30年只見町議会12会議を開会いたします。

◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇

◎開議の宣告

○議長（齋藤邦夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（齋藤邦夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、6番、中野大徳君、7番、目黒仁也君の両名を指名いたします。

◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇

◎議長の諸般の報告

○議長（齋藤邦夫君） 日程第2、議長の諸般の報告を行います。

報告の内容は配付しました報告書のとおりであります。

◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇

◎町長の行政諸報告

○議長（齋藤邦夫君） 日程第3、町長の行政諸報告を行います。

これを許可いたします。

町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） おはようございます。

平成30年12月会議におきまして行政諸報告を申し上げます。

まず一つ目でございます。第30回市町村対抗福島横断駅伝競走大会の結果についてでございます。11月18日、53チームが参加した大会において、只見チームは総合45位、町の部22位と健闘いたしました。

続きまして、第2点目でございます。平成30年度福島県教職員研究論文入賞についてあります。11月30日、朝日小学校の研究論文、繋がりの中で只見愛を育みながら学び続ける子供の育成を目指して、が入賞いたしました。

以上、報告申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） これで、行政諸報告は終わりました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎議案一括上程

○議長（齋藤邦夫君） 日程第4、議案一括上程を行います。

議案第69号から報告第9号までを一括上程をいたします。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎提案理由の説明

○議長（齋藤邦夫君） 日程第5、町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） ただ今、平成30年只見町議会12月会議に提出いたしました議案につきまして一括上程されましたので、審議に先立ち各議案の内容のあらましについて提案理由をご説明いたします。

議案第69号 只見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、県の人事委員会勧告に基づく改定をお願いするものでございます。

議案第70号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、県にならい、議会議員の期末手当の率の改定をお願いするものでございます。

議案第71号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましても、議案第70号と同様に町長等の期末手当の率の改定をお願いするものでございます。

議案第72号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、県人事委員会の勧告に基づく職員給与の引上げ及び勤勉手当率の改定等をお願いするものでございます。

議案第73号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例でございますが、工場立地に係る緑地等面積規制範囲について、その適用区域範囲の追加をお願いするものであります。

議案第74号 只見町公の施設における指定管理者の指定については、只見町青少年旅行村等の施設における指定管理者の議決をお願いするものでございます。

議案第75号 只見町公の施設における指定管理者の指定についてですが、これはただみ養魚場の指定管理者の議決をお願いするものです。

議案第76号から議案第82号までの財産の貸付について、7議案についてであります、いずれも集落を相手方とした慣行による土地貸付について議決をお願いするものであります。

議案第83号 南会津地方広域市町村圏組合規約の変更については、地域医療支援センター廃止に伴う規約改正にあたっての議決をお願いするものでございます。

議案第84号から議案第91号までは、一般会計及び各特別会計の補正予算であります。

議案第84号 平成30年度只見町一般会計補正予算（第7号）であります、総額1億4,713万8,000円の増額補正となりました。

歳入では、国県支出金、繰入金や町債の増額をお願いしております。

次に歳出の主なものを申し上げます。

総務費のうち一般管理費では、旧役場庁舎解体工事費等の役場庁舎暫定移転関係予算として1億1,576万円の増額をお願いしております。

民生費では除雪支援事業給付費200万円の増額を、農林水産業費のうち農業振興費で補

助事業の実績見込みによる補正、交流施設費では1階部分改修のための設計委託料200万円をお願いしております。

商工費のうち観光費では、道の駅検討委員会関係経費の減額と観光開発審議会関係経費の増額、観光二次交通運営事業補助金として200万円をお願いしております。

教育費では小中学校等への空調設備設置のための設計委託料1,031万7,000円の増額をお願いしております。

また、報酬・給与等の改定による人件費、各種事業等年度末までの見込みによる増減、事業完了による精算等もお願いしてございます。

議案第85号 平成30年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、基金積立金利子の歳入と一般被保険者療養費基金利子積立の歳出補正をお願いしております。

議案第86号 平成30年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入は基金繰入金、給与改定の人件費及び医療機器保守委託料の増額をお願いするものでございます。

議案第87号 平成30年度只見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入では保険料収入の確定見込みによる増額と精算交付金の増額、歳出では広域連合負担金及び過年度療養給付費の一般会計への繰出金増額をお願いしております。

議案第88号 平成30年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、給付実績等に基づく年間見込により、歳入では国県支出金や支払基金交付金及び一般会計繰入金の増額、歳出は今後の執行見込みによる補正、給与改定に伴う人件費の増額をお願いしております。

議案第89号 平成30年度只見町地域包括支援センター特別会計補正予算（第1号）につきましては、給与改定に伴う人件費の補正をお願いしております。

議案第90号 平成30年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第2号）も給与改定に伴う人件費の補正をお願いしております。

議案第91号 平成30年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入では基金利子収入の増額、歳出では給与改定に伴う人件費の補正をお願いしております。

報告第9号 専決処分の報告についてであります。福島県市町村総合事務組合規約の変更についての専決処分について報告するものでございます。

以上、一括上程されました議案の概要を説明申し上げましたのでよろしくご審議くださるようお願いを申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） 提案理由の説明は終わりました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎各委員会所管事務調査報告について

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第6、各委員会所管事務調査報告について、各委員会の調査結果報告を求めます。

最初に、総務厚生常任委員会、藤田力委員長の報告を求めます。

委員長は登壇願います。

8番、藤田力君。

〔総務厚生常任委員長 藤田力君 登壇〕

○総務厚生常任委員長（藤田 力君） それでは、おはようございます。

総務厚生常任委員会の所管事務調査を報告いたします。

本委員会の所管事務調査事項について、調査経過並びに結果を下記のとおり報告します。

記。1番、所管事務調査事項。（1）新たな自主財源の確保に関する調査。（2）只見町国民健康保険の朝日診療所の経営に関する調査。（3）事務の適正管理と職員の健康管理に関する調査。

2番、調査の経過及び結果。1、調査事項、所管事務に関する調査。2、調査方法、事務調査。3番、調査日、11月9日、11月30日。4、出席委員、省略いたします。

3番目、調査結果及び意見。箇条書きで報告申し上げます。1、議会機能と議員定数に関する審議について。このことについて、9月11日の総務厚生常任委員会の中で議会定数やアンケートについて提案がありました。このことについて、当委員会並びに議運等々検討しましたが、全員で議論すべきという意見が多数を占めましたので、議会機能と議員定数について全員協議会で話し合うということに決めました。

2番、こぶし苑、訪問リハビリ一時休止について。年度当初、町職員2名と南会津会の臨時職員2名で対応していましたが、退職や体調不良により一時休止の状況となった。当面、施設内リハビリの取り組みとすると。尚、南会津会では理学療法士または作業療法士1名を

募集中であります。現在、募集はしているものの、通所リハビリでは回数制限の状況にあり、スタッフの充実が重要な局面を迎えております。

3番、介護施設の改修工事の調査について。こぶし苑のエレベーター・浴槽や只見ホームの機械浴槽・大型洗濯機・乾燥機・電話工事・LED化など多額に上っております。施設管理者は綿密な年次計画を立て、改修にあたるべきであります。

裏面にいきまして、4番、腎臓透析患者の通院について。只見町から南会津病院への通院に燃料代補助が出ております。冬期間の通院に難儀されております。通院バスの支援を早急に検討していただく必要があります。南会津町との協議も含め、次回の委員会までに検討の結果を求めました。

5番、職員の超勤と健康管理について。監査からの指摘もあり、担当課長に対応を調査しました。結果、超過勤務の縮減が見られております。また、ストレスチェックの実施も報告されました。そうした中で、一定の職員に偏っていることや、トップの厳しく明確な姿勢が必要である。民間委託の検討なども同時に話し合いました。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） ただ今の委員長報告に対し、お聞きしたいことありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

それでは、これをもって報告済みといたします。

続いて、経済文教常任委員会、大塚純一郎委員長の報告を求めます。

委員長は登壇願います。

5番、大塚純一郎君。

〔経済文教常任委員長 大塚純一郎君 登壇〕

○経済文教常任委員長（大塚純一郎君） 経済文教常任委員会の所管事務調査報告を行います。

一つ、所管事務調査事項。（1）地域産業の振興に関する調査。（2）生活環境の振興に関する調査。（3）教育の振興に関する調査。（4）観光施設、交流施設の設置目的の検証と利活用に関する調査。（5）JR只見線の利活用に関する調査の5項目であります。

2、調査の経過及び結果。（1）調査事項は記載のとおりでございます。（2）調査方法、事務調査。（3）調査日、10月22日、11月29日。（4）出席委員は記載の委員でございます。

3として、調査結果及び意見。10月の委員会において、平成29年7月豪雨災害で被災した集落の災害復旧事業に対しての当局の対応策を協議すると共に、町補助金要望についての報告を受けた。また、11月の委員会では各所管課からの12月補正予算の説明を受けた他、道の駅基本構想や、次年度以降の亀岡スポーツパークの方向性などについて当局と協議した。1件の陳情案件については確認を要する事項があったため、継続審議とした。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） 委員長報告は終わりました。

ただ今の委員長報告に対し、お聞きしたいことはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

それでは、これをもって報告済みといたします。

次に、広報広聴常任委員会、目黒仁也委員長の報告を求めます。

委員長は登壇願います。

7番、目黒仁也君。

〔広報広聴常任委員長 目黒仁也君 登壇〕

○広報広聴常任委員長（目黒仁也君） 広報広聴常任委員会所管事務調査報告を申し上げます。

本委員会の所管事務調査事項について、調査経過並びに結果を下記のとおり報告いたします。

1、調査事項。一つ、議会広報広聴の充実に関する調査。（2）議会報告会並びに一般会議に関する調査。（3）議会だよりの編集及び発行に関する調査。（4）議会の開かれた情報発信の調査研究であります。

2番、調査の経過及び結果。（1）調査事項は記載のとおりでございます。（2）調査方法、事務調査であります。（3）調査日、9月11日、9月18日、9月19日、9月21日、10月5日、10月11日、10月19日、10月25日、11月11日、12月6日でございます。（4）出席委員については記載のとおりであります。

3番目、具体的な取り組み内容。（1）調査等経過。9月11日、18日、19日、21日。これについては、議会だより153号の編集内容について検討協議をしております。10月の5日、埼玉県飯能市議会行政視察。これは議長の諸般の報告に内容を掲載してございます。10月11日、議会だより153号の素案原稿について検討協議。10月の19日、議会だ

より153号の最終校正。10月25日、議会報告会の実施内容について協議。11月2日、議会だより153号発行。11月11日、議会報告会実施。12月6日、議会の日程や一般質問の内容周知のためのチラシの作成。12月7日、議会の日程や一般質問の内容周知のためのチラシを発行しております。(2)番、議会だよりの編集及び発行に関する調査。9月11日から21日まで開催された9月会議で平成29年度決算が認定されましたが、議会だより153号は、その決算審査や7月に三条市で開催された国道289号八十里越えの平成30年度期成同盟会など、重要な内容を町民に伝える編集作業となりました。わかりやすく伝え、議会活動に関心を持っていただくことが大きな役割であることを委員全員が認をして、今後も編集に取り組んでまいります。(3)番、議会報告会並びに一般会議に関する調査。議会だより153号を発行した後、議会基本条例に基づく議会報告会を11月11日、日曜日に開催した。前回の町民意見を受けまして、事前PRを強化するとともに、若者定住・子育てしやすい町づくりをテーマといたしました。また、従前は3地区3日間で開催をしてきましたが、今回は日曜日1日として3会場での開催を試みましたが、なお、現在、一団体との一般会議を調整中でございます。

以上、報告でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 委員長報告は終わりました。

ただ今の委員長報告に対し、お聞きしたいことはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

それでは、これをもって報告済みといたします。

次に、議会運営委員会、佐藤孝義委員長の報告を求めます。

委員長は登壇願います。

2番、佐藤孝義君。

〔議会運営委員長 佐藤孝義君 登壇〕

○議会運営委員長（佐藤孝義君） 議会運営委員会の所管の事務報告をいたします。

本委員会の所管事務調査事項について、調査経過並びに結果を下記のとおり報告いたします。

記。1、所管の事務調査事項。(1)から(5)まで記載のとおりでございます。

2、調査経過及び結果。(1)から(4)までは記載のとおりでございます。(5)調査結



果。10月25日、只見町議会10月会議の開催について、当局提出議案1件でございます。

2番目、国見町議会運営委員会所管事務調査に係る受入れについて。この2点を協議いたしました。11月3日、一つは国見町議会運営委員会所管事務調査に係る受入れについてさらに協議いたしました。(2)交流施設に係る調査特別委員会による講演会の実施について。(3)議会報告会について。(4)只見町表彰条例についてを協議いたしました。11月5日、国見町議会運営委員会の所管事務調査の受入れを行いました。これは議運のメンバーで対応いたしました。当日は、当町の湯ら里に宿泊していただきました。11月19日、只見町議会11月会議の開催について。当局提出議案5件でございます。2番、請願・陳情付託についてでございます。12月6日、只見町議会12月会議の開催について。議事日程についての協議。当局提出議案23件、報告1件。会議日程を12月11日から17日までの7日間に決定いたしました。2番、諸般の事務報告について。各委員会所管事務調査報告について協議いたしました。4、特別委員会審査報告についても協議いたしました。5、各一部事務組合議会報告についての協議。6、全員協議会の開催と内容についての協議。これにつきましては、多々、課題があるということで一日目一杯とって議論を深めたいという考えから一日とることに決定いたしました。7番、一般質問の通告内容についての協議。それから8番、議員提出議案についての協議。意見書の提出について検討いたしました。9番、委員会審査調査期間延期要求についての協議をいたしました。10番、各委員会継続審査・調査の申し出についての協議をいたしました。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 委員長報告は終わりました。

ただ今の委員長報告に対し、お聞きしたいことはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

それでは、これをもって報告済みといたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎特別委員会調査報告

○議長（齋藤邦夫君） 日程第7、特別委員会調査報告を議題といたします。

国保朝日診療所に係る調査特別委員会から調査報告書が提出されております。

国保朝日診療所に係る調査特別委員会、酒井右一委員長の報告を求めます。

委員長は登壇願います。

1 番、酒井右一君。

〔特別委員会委員長 酒井右一君 登壇〕

○特別委員会委員長（酒井右一君） おはようございます。

国保朝日診療所に係る調査特別委員会調査報告書。

去る6月15日に本委員会に付託されました調査事件について、調査の結果を、本日、期限を迎えましたので、次のとおり、会議規則第77条の規定により報告いたします。

尚、調査の目的は、去る6月15日に議決したとおりであります。

内容について。1、調査事項は1から5番まで。1、朝日診療所の沿革について。2、朝日診療所の現状について。3、安定した医療の提供について。医療スタッフの確保の重要性と経営の安定化について。4、地域医療の重要性と将来構想について。人口ビジョンを踏まえた只見町が目指す地域医療とは。5、国道289号開通による救急医療環境の変化と対応について。その他ということではありますが、現最終報告の段階ではその他はありません。

調査日時については、合わせて7回実施しております。ご覧のとおりでございます。

調査経過並びに検証結果。お願いがございます。尚、本調査報告は住民に密着した重要な調査報告でございまして、どうか最後までご静粛をいただくとともに朗読をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

国保朝日診療所。以後、診療所と言います。これは国民健康保険法。これも以後、国保法と言います。これを根拠として設置された医療機関であります。自治体。これは地方自治法を根拠としたものでありますが、設置者として開設した医療機関とは異なることを冒頭で申し上げておかなければならない。つまり、国保の医療機関でありまして、自治体が単に開設したものではないということでもあります。そのうえで、我が国の人口減少と労働者不足は極めて厳しい状況にあることを念頭に置きます。それは只見町でも同じであり、むしろほかの地域より先鋭化、悪化しています。過疎や少子・高齢化が進み、生産年齢は空洞化してしまい、これまでとは全く違う次元に突入したと言えます。先の総務委員長の報告にもありましたが、人材確保は極めて深刻な状況になっております。

次ページをご覧ください。なかなか面倒な調査でしたので、定義名を以下に示しておきま

した。執行機関とは。執行機関の長とは。理事者とは。ということで、こういうふうに区分けをしてあります。将来に向け、地域医療をどうするべきかについて、重要なことは、まず国保朝日診療所の理事者。以後、理事者。理事者がしっかりした未来像をもってこの難局に臨むべきである。

このような中、診療所が医師4名を堅持し、保健事業を推進できる体制を維持できることは、へき地に暮らす住民にとって何よりも心強いことである。一方、医師は、地域医療の現場で数々の試練を得ながらも、地域医療を担う専門医としてより高みに昇りつめていくことができる環境にあります。著名な教授の直接指導を医療の現場で受けることができることは、診療所は医師にとって大きな魅力と言えます。診療所がこうした環境を将来に向け維持できれば、医師やへき地の住民にとって何より貴重な結果が生み出されるものと確信します。それは理想的な形で地域医療が完結した姿でもあり、地域住民と医師は信頼の絆で結ばれ、只見町の保健事業はその目指すところに近づくと確信します。調査を終えて、当委員会は保健事業、保健事業の到達目標を理解し、また、保健事業は医療機関が単独で成し得るものではないことも理解した。町が行う保健事業の全てを自治体たる只見町自体がまず理解しなければならないことも痛感しました。また、同時に、現状の診療所の問題点も整理できました。只見町の保健事業の足元を見れば、個別の自体は危機的状況にあり、予算を許さない状況にあるということでもあります。詳細は次に出てくる3で述べております。

診療所においては、組織や指揮・命令系統がはっきりせず、あるいはそれを職員が理解せず、組織内の意思疎通は情報の共有も強固とは言えない。さらに、医療スタッフについて、医療スタッフの確保についても不安があります。

診療所の運営収支についても調査しました。総務厚生常任委員会が調査した先の経営健全化計画が示すとおり、達成方針はすでにできています。理事者はこの方針を真摯に踏まえ、粛々と達成させる明確な責任があります。地域包括医療の達成地点はまだ遠い先にあります。目的達成半ばにして後退は許されません。その後退は、さらに後退の連鎖に繋がるからであります。国保法に根拠を置く診療所として、その目的を体すれば、理事者は運営収支に目を奪われ、目的や使命を失ってはなりません。そうした中でも診療所スタッフは従来のマネジメント会議とは別に、理事者と医療関係者が定期的な情報交換の場を設け、また夕方外来を企画するなど、医療現場の士気は高く、地域住民に寄り添う姿勢は評価できるものでありました。

具体的な調査事項。項目別。1、朝日診療所の沿革について。昭和12年、朝日村の診療所として朝日診療所が開設されました。その後、昭和35年11月、町村合併と同時に国保朝日診療所として運営が引き継がれ、診療所が運営された。また、その時期には、横山医院、山内医院、星医院と町内には4箇所の医療機関が存在していたが、それぞれの医療機関は経年を辿りながら過疎化の進行とともに閉鎖された。診療所もまた医師確保ができずに、昭和52年、医師不在となり診療所が閉鎖された。それに伴い、看護師等の職員も一般事務職等に配置転換を余儀なくされました。昭和57年4月、北里大学病院の支援を受け、変則的な医師体制ではあったが、町の保健医療は復活しました。本町の保健医療が再び復活するには、執行機関や議会、関係者各位の筆舌に尽くし難い努力があったことを見ておりますし、忘れてはならないと思います。順調に見えた朝日診療所も平成14年、医師不在となり再び閉鎖されました。その後、医師の確保は困難を極めたが、福島県や福島県立医科大外、自治医科大学などの支援を受け、翌年には再々開し現在に至っております。これら各機関の支援を受けることができた背景には、無医村の解消、へき地医療の問題解決にあたり、診療所が国保法による設置だったことが大きな背景となっていました。

2、朝日診療所の現状について。医療担当者について。現状は医師4人体制となっている。過去の経過から見れば極めて恵まれた状態と言える。診療所は単に医療を担当するのみでなく、医療相談をはじめ、病気予防、健康診断、さらに医療、リハビリテーション、介護、地域を包括した保健事業を行うための重要かつ核心的は存在であります。国保朝日診療所条例第3条では、その達成すべき任務を明確に語っております。国保施設の中核として疾病予防と公衆衛生の向上増進に寄与するということでもあります。地域を包括した医療を求め、診療所が本来の任務を果たすためには、これから診療所が為すべきことが山積しています。経営収支を議論する前に、地域医療の本分を具体的に実践することが本筋ではなかろうか。地域医療の成果が十分でない中、経営収支のために医療担当者の数が問題視されることはもっての外であります。木を見て森を見ずと揶揄されるでしょう。経営について。最も重要なことは医療担当者が不在とならないことでもあります。それを踏まえて、平成29年度の特別会計決算、診療所の特別会計決算見込みでは、収支7,500万円余の赤字が計上されていることについて触れます。現状では診療所の経理責任者が明確にされていません。診療所長の職務は医療職であり、財務規定から除外されています。所長には財務上の職務権限はないとされ、財務規則上、収入・支出は事務長の職務とされています。しかし、今の診療所事務長の

格付けは副課長職と同等であり、基本的には課長を補佐し… 云々、職務を行う立場であります。つまり、町行政組織規則では事務長の上司は所長であるが、所長は財務について権限がありません。現在、国保診療所は特別会計の運営管理を行う課長職が不在となっています。これが今日、朝日診療所の収支をコントロールできない事態を誘発していることは否めません。また、診療所運営計画3ヵ年計画によると、平成32年度には収支の不足を1,100万円台としています。先に述べたとおり、診療所運営健全化計画を達成するための推進管理、行程管理する職がない。この状況で当該計画を達成できるかどうか甚だ疑問であります。早急に適切な格付けに裏付けされた事務長職を設置すべきであります。言うまでもなく、只見町の組織や職の格付け・人事について、外部の干渉を受けるものではありません。執行機関の長が自らの組織や機能を理解していないなら診療所の運営改善はできません。経営の健全化を行うには、その前に組織や権限、そして執行責任を明確にすることが不可欠であります。施設について。診療所は平成17年7月に開所された新しい施設であり、医療機械なども最新であります。また、医療機器委員会によって年次計画を基に機器は更新されています。診療所は第一次医療を担う機関であり、その目的達成に十分な施設であると確信できます。地域医療を実践するに不足はありません。

3、安定した医療の提供について。医療スタッフ確保の重要性と経営の安定化であります。近年、患者のニーズが多様化しているため、必要なサービスにも変化が見られます。現在、著名な医学部教授、指導医によって、診療所には最新の情報や医療理念がもたらされています。今日、医療は情報の伝達手段が飛躍的に進化していることから、指導医の力添えを得ながら現実に即応していくことが肝要であります。加えて、当地域は近い将来、生活環境が激変する要素もあります。それは道路網やコンピューター技術の発達による生活圏の変化と、さらに進む過疎高齢化・少子化であります。救急搬送先の変化や訪問看護、往診、介護、認知症対策など、保健事業としての課題は山積しています。今日、医療関係職員の確保は民間問わず厳しい状況にあります。目下の雇用情勢を踏まえれば、只見町の医療関係職の確保は困難を極めていて、看護師、理学・作業療法士など、只見町の保健医療を支える人材確保の必要な深刻な状態にあります。これについて理事者は、さらに踏み込んだ圧倒的な解決方法を早急に図るべきであります。まずは職員の身分や労働環境を精査・整理し、関係職員にとって魅力ある職場を提供することが必要であります。安定した医療を提供するには医療機関が明確は診療方針を持たなければならない。これらを踏まえると診療所がどのような診療方

針を用いるかによっては、医療スタッフの人数や職種も大きく変わります。理事者は早急に診療所の診療基本方針を示すべきであります。

4、地域医療の重要性と将来構想について。人口ビジョンを踏まえた只見町が目指す地域医療とは。人口ビジョンと診療所の関係です。国保法の理念は、へき地医療の確保と無医村の解消であります。へき地の医療は経営ありきで判断できないところに核心があります。切迫した状況であるからこそその理念であります。診療所の将来を鑑みる時、行政区域と医療を求める人々を混同し、また同じ次元で思考すべきではありません。只見町が示す人口ビジョンによれば、町内人口は減少する。しかし、医療を必要とする人々は決してなくなる。むしろ、診療所の施療範囲は拡大すると言っても過言ではありません。地域に存在する医療機関が減少し、消滅してきた沿革史を紐解けば明らかであります。先に述べたが、今日の人口減と労働人口の減少はこの国の最大の課題であり、只見町の問題ではない。とりわけ町の保健・医療の確保はこれまでのような状況ではありません。この現実を傍観しては本町の保健医療は消滅してしまいます。執行機関の長は委員会審議を重く受け止め、新たな保健医療の将来構想を持ち現実に対処すべきであります。それから只見町が目指す地域医療。住民の認識として、今の朝日診療所は内科と外科を担当する医療機関とした概念がまだ強い。また、診療科目もはっきりしない。幾多の変遷を経たが、現在の診療科目は総合診療科である。総合診療。これを行うためには広範な領域のプライマリー・ケアを行う医師が必要である。同時に、24時間応需の体制でいなければならない。さらに医師や医療関係者がチームで活動することが必要とされています。いわば、人の生涯、人の家庭に寄り添う人生の診療所であると言えます。総合医療がその理念を実現できた時、それは国民健康保険法で定める目的が達成されたときの姿と考えます。翻って医療現場では、医師を除くですが、医療現場では、自らの診療所が総合診療専門機関であるという認識が乏しい。診療所は個別の診察や治療の前に、地域住民に対し総合診療専門機関であることの説明が必要である。その説明をする職が不在である今、それが乏しいという表現は酷であろうかと思えます。理事者は診療所の在り方・考え方・方針を明確にし、それを具体的に示して医療現場を指揮する責任があります。理事者しか持ち得ない執行権をしっかりと自覚して行使すべきであります。その結果において、診療所の施設や機能、職員の数も適切な規模となります。只見町国保診療所が一次医療を担うなら、総合診療、総合診療科に徹し、それを目指す医療機関となるべきであります。

5、国道289号開通による救急医療体制の変化について。国道289号開通により交通量が劇的に増大します。事故やケガあるいは救急搬送など多岐にわたる問題が発生すると考えられます。診療所として救急患者の受入れにも、これまでとは違う変化があると予測できます。第三次医療の拠点病院も近くなり、県央病院のことではありますが、救急患者への初期対応も変化することは目に見えています。救急救命活動が行政圏の違いや関係システムの相違で混乱することがあっては許されません。こうした状況を事前に予測し機敏に対応することが理事者の責務であります。国道の全面開通を4・5年後に控えた今、理事者は早急に責任ある職を配置し、診療所を万全を期すことが重要であります。

結び。終わりではありますが、診療所の機能や目的について、地域住民は深いところでおわかりになっていない実情があります。体の異常を訴え診療するところであるという程度のご認識であります。理事者は、なぜそういう認識かというところを分析し、本当の意味での国保朝日診療所を広く啓発し、広報しなければならない。そうすることで診療所は地域住民の信頼を得ます。凡そ半年にわたる調査の結果、只見町の保健事業はその目的達成の道半ばであることが理解できました。地域包括医療も模索中であり、その理想と現実乖離していて前途は多難と言えます。しかし、現時点を評価して総体を批判する事には当たりません。今は批判を糧として成長していく大切なときであります。執行機関も議決機関も診療所の在り方に正しい認識を持ち、只見町の保健事業をその目的達成に至るまで、たゆまぬ努力を傾注すべきであります。特に執行機関の長は、保健事業の現場を理解し、そのうえで地域住民に対し、将来には明るい展望が開けていることを実感させる施政を望みます。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） 委員長報告は終わりました。

ただ今の委員長報告につきましては、議長を除く議員全員で構成した委員会の報告でありますので、これを了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

委員長。

○特別委員会委員長（酒井右一君） 暑いところ、半年間もありがとうございました。

全ての委員会は調査の場であり、本会議の審査の予備調査として機能します。

委員会は執行権に緩衝してはなりません。課題解決や手段については、執行機関の絶対権

限です。この点は非常にやるせない想いでこの仕事を進めてまいりました。しかしながら、本会議で議決となれば、これは別です。今議決していただきました。それは任意であり、住民の総意となりました。今、この委員会報告が本会議で議決され、議決は地方自治法138条の2項による強い権限が与えられました。執行機関は自らの判断と責任において、この民意を具現化されることを強く望みます。

本当に長いことありがとうございました。

これで終わります。

○議長（齋藤邦夫君） これをもって報告済みといたします。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎各一部事務組合議会報告について

○議長（齋藤邦夫君） 日程第8、各一部事務組合議会報告について。

各一部事務組合議会選出されている議員からの報告を求めます。

最初に、南会津地方広域市町村圏組合議会、佐藤孝義議員の報告を求めます。

佐藤孝義議員は登壇願います。

2番、佐藤孝義君。

〔2番 佐藤孝義君 登壇〕

○2番（佐藤孝義君） 南会津地方広域市町村圏組合議会報告をいたします。

去る11月5日、月曜日、全員協議会が召集されました。場所は消防本部2階の会議室でございました。出席者は議長と私が行ってまいりました。その内容について報告いたします。

新消防庁舎建設事業の進捗状況についてでございました。

一つ目は、工事着手が遅れた理由ということで、一つは確認済証の交付の遅れ。審査機関による審査に時間を要したということ。それから二つ目は、鉄骨加工業者の決定に時間を要したということでございます。特殊な加工が必要なことから、建設工事ラッシュにより加工を請け負う業者がいなかったということだそうです。で、やっと見つかったのが秋田の業者ということに報告ありました。

二つ目として、基礎掘削工事開始直後、昭和27年か8年頃のものと思われる焼却炉跡、当時、福島県の広葉樹利用事業所があった場所で、その田島工場で稼働していた木材乾燥炉



と推定されるということでございました。それに伴いまして、その焼却炉と焼却灰が出土したということでございました。これはあの、土質の調査は何箇所かやったんですけど、たまたま、そこはやらない、見過ごされた場所に出てきたということでございます。そして現在の法令でいいますと、そういうの出てきた場合は土壤汚染対策法とか、廃棄物処理法、ダイオキシン法の特別の措置法等に基づく分析調査が今必要だということでございます。それを行った結果ですね、基準値以上の検出された土砂を建設汚泥として会津ダストセンターに運ばなくちゃいけないということになったそうです。

3番目としては、解体する現庁舎及び行政センターの外壁の吹付塗装から基準値以上のアスベストが検出されたそうです。アスベスト除去には約3ヶ月を要する見込みだと。これ外壁の吹付です。そういうことで、積雪時に外壁のアスベストの除去というのは大変困難なことだから、解体工事が非常に困難となりまして、31年10月末から32年の5月まで延ばさざるを得ないということでございます。そういう理由から、第1期工事の完成が平成31年の9月末の予定になったということです。これ1期工事というのは消防庁舎本体の工事のことでございます。それで、2期工事については、32年というの、ちょっとこれ、元号変わりますので、有り得ませんけども、一年延びて32年の5月末から工事開始とならざるを得ないと。全ての工事の完了は平成32年の12月末となる見込みですということでございました。当初の工期は、平成31年度内に終わる、32年の3月16日でございましたが、約1年近く遅れるという報告でございました。この工事延期に伴いまして、事業費の変更見込みが出てきました。それでこれ、まあ、決定ではございませんが、平成30年11月1日現在で追加工事がアスベストの除去工事などで7,050万1,000円発生いたします。で、残り、今現在残っているお金ですが、請け差等の工事費4,000万を含みまして5,557万2,000円残っております。それを差し引きますと、現在の時点で不足額が1,492万9,000足らなくなったという報告がございました。

以上、報告いたします。

○議長（齋藤邦夫君） 報告は終わりました。

ただ今の報告に対し、お聞きしたいことはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

それではこれをもって報告済みといたします。

続いて、南会津地方環境衛生組合議会、山岸国夫議員の報告を求めます。

山岸議員は登壇願います。

10番、山岸国夫君。

〔10番 山岸国夫君 登壇〕

○10番（山岸国夫君） 南会津地方環境衛生組合議会の報告をいたします。

1、南会津地方環境衛生組合議会行政視察が11月6日から7日、2日間行われました。研修先はジークライト株式会社。これは山形県米沢市にあります。相馬方部衛生組合有害鳥獣焼却場、相馬市。この2点の視察でありました。出席者は記名のとおりであります。視察内容は、1、ジークライト株式会社、山形県米沢市。東部クリーンセンターの一般廃棄物最終処分業務、焼却灰及び不燃残渣等の最終処分施設の委託先を視察いたしました。②相馬方部衛生組合有害鳥獣焼却場。これは相馬市にあります。相馬市と新地町で構成しております。有害鳥獣焼却場は一般廃棄物焼却場の施設内に平成28年4月1日から供用開始しております。相馬市・新地町の猟友会が捕えた有害鳥獣を当該施設で冷凍保存し、処分頭数、1回につき120キログラム。これがまとまった時点で随時、焼却処分されております。保管冷凍庫はイノシシに付着するダニ・ノミから作業員の安全対策として殺虫装置も備えておりました。焼却頭数は平成28年度827頭、平成29年度474頭となっております。ちなみに、南会津地方環境衛生組合の有害鳥獣駆除焼却数は、猿・熊・鹿・猪合計で平成28年度645頭。そのうち猪が181頭。平成29年度836頭。うち猪150頭でありました。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 報告は終わりました。

ただ今の報告に対して、お聞きしたいことはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

それではこれをもって報告済みといたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦労様でした。

(午前 11 時 12 分)

